

富山市リユース EV 導入促進補助金 申請の手引

<補助金の概要>

中小企業や団体等の脱炭素化を推進するため、リユース EV の導入費用に対して補助を行うもの。

<問合せ先>

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2053

FAX 076-443-2122

MAIL [kankyousei-01\(at\)city.toyama.lg.jp](mailto:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp)

※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



(市ホームページ)

1 補助金の額

対象	補助率	補助上限額	予定件数
リユース EV	1 / 1	30万円	2件
充電器	1 / 1	10万円	2件

※充電器はリユース EV の導入に伴う設置に限り補助対象となります。

2 補助内容

補助金を受けようとする方は、次の点に留意し、申請にあたっては、この手引のほか補助金交付要綱をあわせてご確認ください。

※受付は先着順で行います。ただし、同日受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

※申請期限については P7 を参照してください。

①補助対象者（申請者）

一リユース EV 導入事業

補償対象者はリユース EV のリース事業を実施するリース事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に 1 年以上事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- (5) 他の民間事業者又は公的機関へのリユース EV の導入実績があること。
- (6) リース使用者との補助対象自動車の提供に関するリース契約において、補助金額相当額以上の金額を通常のリース料金から控除したリース契約を締結する者であること。
- (7) 市が実施する「チームとやまし」に参加していること。

二充電器導入事業

- ②使用者の要件を満たす者。

②使用者（リース借主）

補助対象自動車の使用者（リース借主）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- (5) 市内の自らが事業を営む事業所に補助対象自動車を導入する中小企業者等であること。
- (6) リユースEV導入事業について市から補助金の交付決定を受けた者（リース貸主）と2年間以上の補助対象自動車のリース契約を締結する者であること。
- (7) やむを得ないと市が認める場合を除き、当該リース契約期間中において、リース使用者の地位を他者に変更しないもの。
- (8) 市が実施する「チームとやまし」に参加していること。

※中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者を指します。

中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（注1）
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体（注2）
NPO法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
学校法人等	公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
公益法人等	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
協同組合等	特別法の規定に基づき設立された協同組合等（注3）
個人事業主	青色申告を行っている個人事業主（注4）
その他	市長が適当であると認めるもの

(注1) 「中小企業者」に該当する者（中小企業基本法第2条関係）は、次のとおりです。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額 または出資の総額	従業員数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（飲食業を除く。個人事業主である開業医を含む。）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下

(注2) 「中小企業団体」に該当する者は、次のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(注3) 「協同組合等」に該当する場合は、交付申請時に許可証を提出してください。

(注4) 「個人事業主」に該当する場合は、申請時に青色申告者であることを証明する書類を提出してください。

②補助対象自動車と補助対象充電器の要件

補助対象自動車及び補助対象充電器は以下の要件を満たす必要があります。

(1)補助対象自動車の要件

ア バッテリー品質

納車6カ月前時点のSOH（State of Health）が80%以上であること。

※一般的に信頼性のある事業者が使用している標準的な計測機器および方法によるものとする。具体的には、車の正規販売店、国土交通省の定める OBD 検査用スキャンツール、また、バッテリー状態測定機器を取り扱う企業の製品など。

イ 初度登録以降のメンテナンスカルテ（整備記録簿）を保持していること。

(2)補助対象充電器の要件

ア 補助対象自動車の導入と同時に設置する充電器であること。

イ 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承諾したものであること。

ウ 補助対象自動車の使用者（リース借主）が事業を営む事業所の敷地内に設置されるものであること。

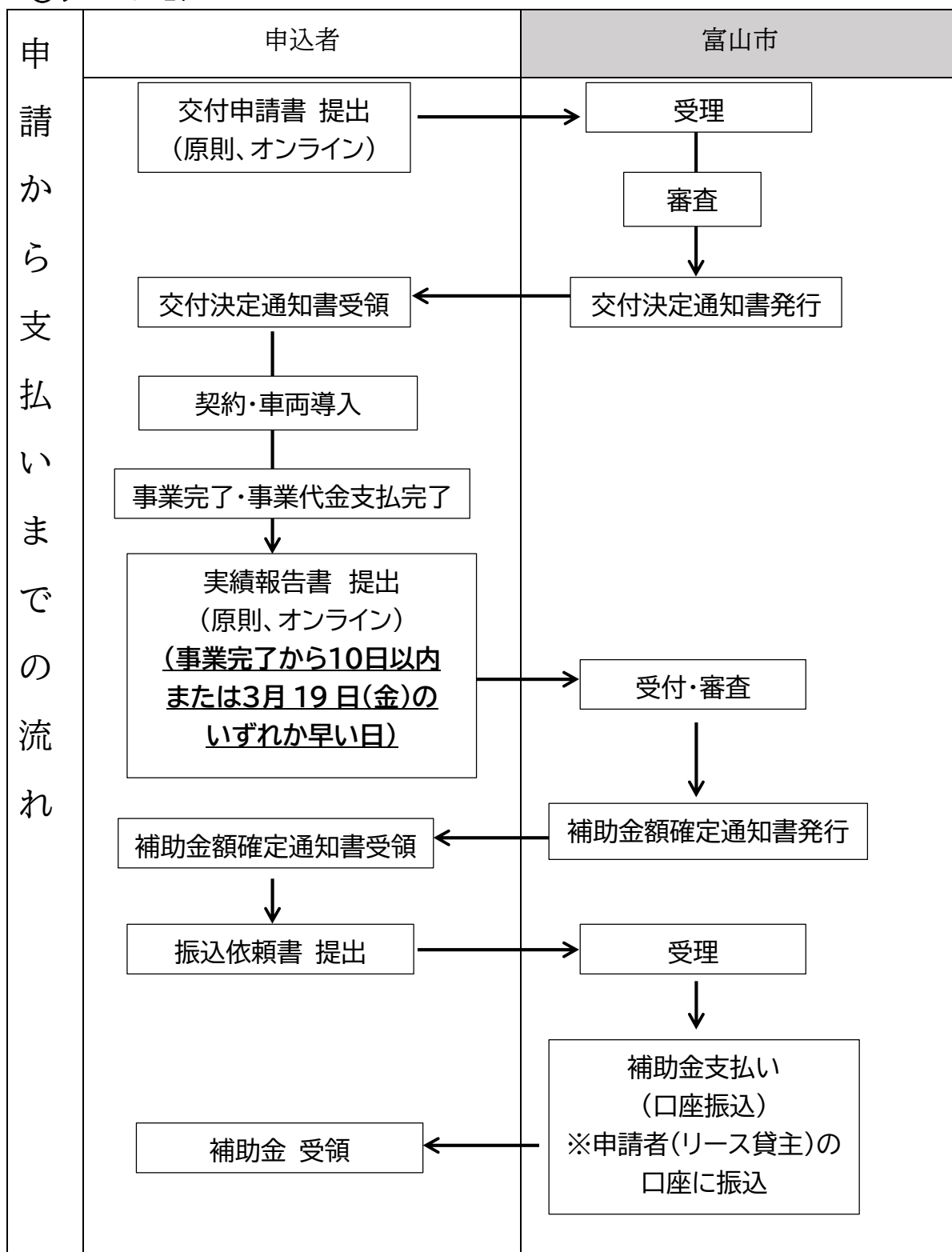
③補助対象経費

補助対象経費となる経費は下表のとおりです。

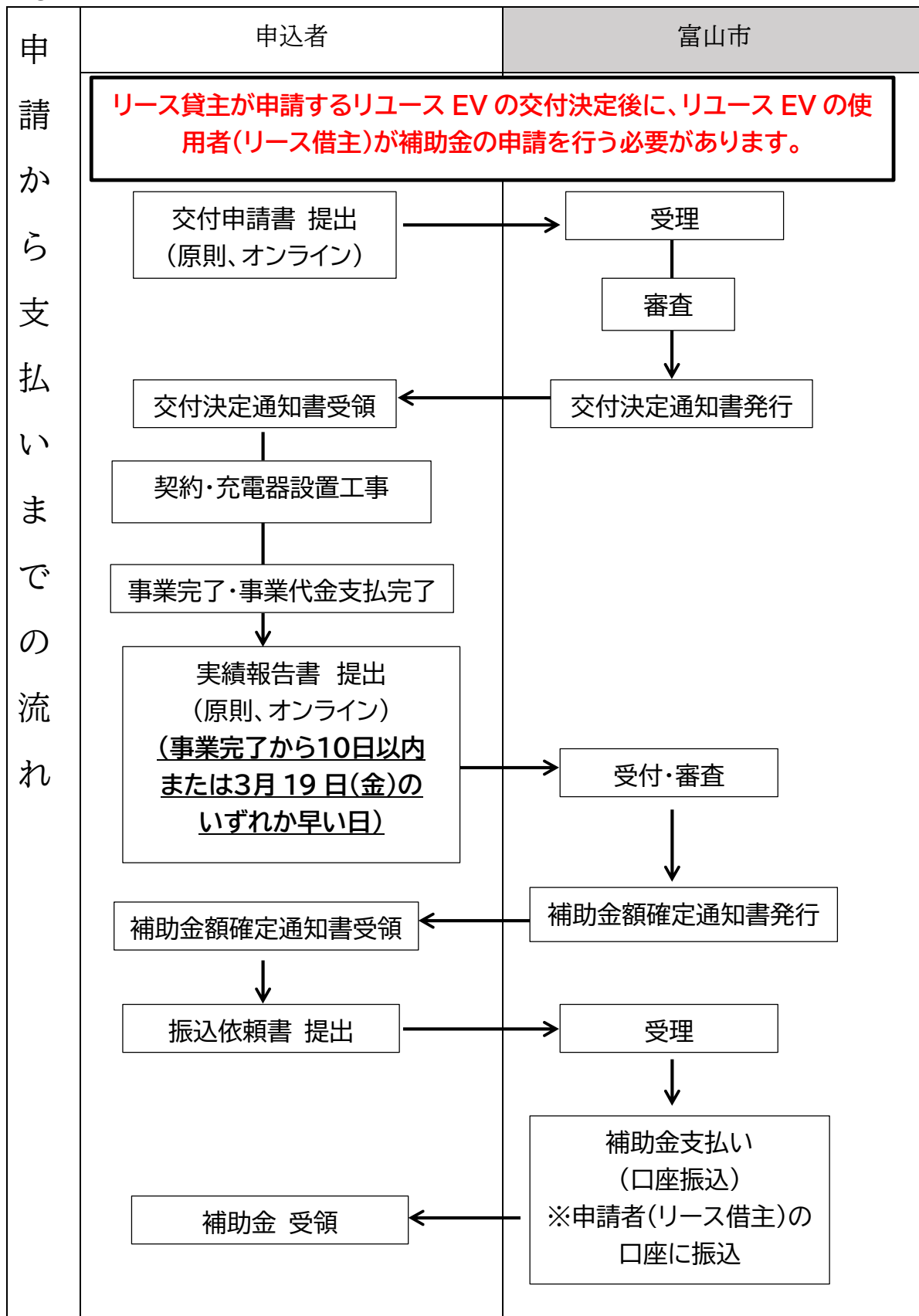
補助対象設備	補助対象経費
リユース EV	車両本体の購入に要した費用及び運搬、整備に要した費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。
充電器	充電器の購入費、及び取付工事に要した費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。

(3) 事業スケジュール

①リユース EV



②充電器



(4) 必要書類及び提出期限

申請書 提出期限	令和9年2月26日(金)まで
交付申請時の 提出書類	①リユース EV (1)交付申請書(様式第1号又は第2号) (2)リース契約に係る見積書 (3)補助金額相当額が通常のリース料金から控除されていることが確認できる書類 (4)申請者の納税証明書(原本)(発行後3月以内のものに限る。) (5)申請者の履歴事項全証明書又は現在事項全証明書(発行後3月以内のものに限る。) (6)リース使用者の納税証明書(発行後3月以内のものに限る。) (7)リース使用者の履歴事項全証明書又は現在事項全証明書(発行後3月以内のものに限る。) (8)その他、市長が必要と認める書類 ②充電器 (1)充電器のメーカー、型式(型番・品番)、出力等がわかる書類 (2)充電器設置に係る見積書 (3)その他、市長が必要と認める書類
実績報告書 提出期限	事業完了から10日以内又は令和9年3月19日(金)のいずれか早い日
実績報告時の 提出書類	①リユース EV (1)実績報告書(様式第8号) (2)リース契約に係る契約書 (3)バッテリー品質を確認できる書類 (4)補助対象自動車の電子車検証及び自動車車検証記録事項の写し (5)車両の購入に係る領収書 (6)その他、市長が必要と認める書類 ②充電器 (1)充電器設置に係る契約書 (2)充電器設置に係る領収書 (3)その他、市長が必要と認める書類

(5) 申請及び実績報告の方法について

原則、オンラインで受け付けます。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

－申請フォームはこちら－

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/URh6qESV>



－実績報告フォームはこちら－

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/XFUDj1DD>



※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して市では一切責任を負いません。また、郵便事故等についても、一切考慮いたしませんので、到着まで追跡可能な方法（特定記録、書留等）での送付を推奨します。申請期間を過ぎた場合は、提出書類が揃っていても補助金の交付対象外となります。

※記載内容や添付書類等に不備があった場合には、不備が解消された時点で正式な受付となりますので期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

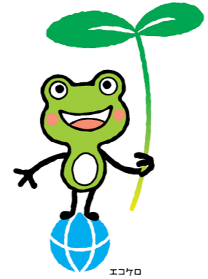
富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(西館7階)

「チームとやまし」の登録について

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。
「チームとやまし」のホームページ (<https://www.team-toyama.jp/>) から登録してください。

チームとやまし HP はこちら→



その他の注意事項

- (1) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 提出書類は、誤りや要件に適合するかよく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 以下の場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱に違反した場合
- (5) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、表紙に記載の問合せ先へお問合せください。